

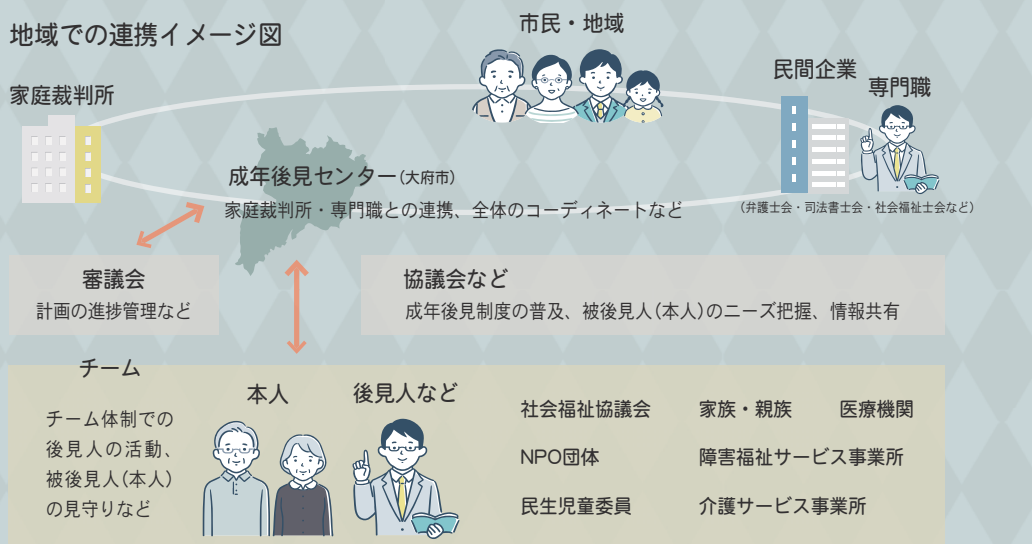
成年後見制度を知ろう

4/1(金)に市役所に成年後見センターを設置

市は、平成20年から知多半島5市5町共同でNPO法人知多地域成年後見センターに業務委託し、成年後見制度の利用を促進してきました。今後、超高齢社会により認知症高齢者の増加が見込まれる中、市が責任を持って成年後見制度の利用を促進するため、令和3年12月に「大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例」を制定し、「大府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができよう、支援を必要とする人たちの利用につなげ、利用者がさらにメリットを実感できるよう、4/1(金)から福祉総合相談室に成年後見制度の中核機関を担う「成年後見センター」を設置します。成年後見制度の普及啓発、市民や後見人などに対する相談支援、申し立て(後見人を選定)する際にかかる費用助成、法人後見受任体制の整備など、さまざまな施策を地域で連携して推進していきます。

地域での連携イメージ図



成年後見センターが身近にあることによるメリット

- 01 市役所で、気軽に成年後見制度についての相談ができる
- 02 身近な関係者からなるチーム体制での利用者に寄り添ったきめ細かな支援ができる
- 03 支援者が地域に根付いた支援制度を把握でき、利用者にとってより良いサービスに結び付けることができる

成年後見制度の利用を検討している方はご相談ください

- 成年後見センター ☎(38)5338
- 障がい者相談支援センター ☎(48)3011
- 高齢者相談支援センター
- JR西側地区 ☎(45)5455
- JR東側地区 ☎(48)1051

マンガで成年後見制度について紹介します



皆さんの暮らしや権利を守る「成年後見制度」

「1人暮らしの自分が認知症になってしまったら…」「障がいのある子どもが将来独りになってしまったら…」と、もしものとき、自分や家族のその後の生活を不安に思うことはありませんか。

成年後見制度は、判断能力が十分ではない人を保護し、支援する制度です。今回は、皆さんの暮らしや権利を守る成年後見制度について紹介します。

こんなことに困っていませんか？

認知症の父が、悪徳商法の被害に遭わないか不安だなあ

親亡き後、障がいを
持つ子どもの生活が
心配だなあ

お金の管理や公共料金の支払いに自信がなくなってきたなあ



成年後見制度ってどんな制度？

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が十分ではない人の権利を守り、その人の希望に沿った生活や個人の財産を法律的に保護するための制度です。後見人などが、本人に代わって不動産や預貯金などの財産管理を行い、日常生活に関わる契約など法律行為を支援します。

家庭裁判所が、本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮して、家族や弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職などからふさわしい人を後見人として選出します。

成年後見制度

法定後見制度

(本人の判断能力が既に困難・不十分)



本人の判断能力が常に十分ではない状態で、普段の買い物なども難しい。

本人の判断能力が著しく不十分で、大切な財産の管理などが難しい。

本人の判断能力が不十分で、大切な財産の管理などが一人でできるか不安。

任意後見制度

(本人がまだしっかりしている)



判断能力が十分なうちに、将来のために備えておきたい。